

令和6年度からの 介護保険料について



令和6年3月15日
日立市介護保険課

介護保険関連の法律等の一部改正

令和6年の制度改正で、
『今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る』
ため、国が定める標準の所得段階が見直された。



令和6年度から 介護保険料が一部変更になります。

① 介護保険料の所得段階の見直し

これまで9段階だった保険料の段階を、高所得のかたに応分負担を
求めるため、**13段階**に変更。

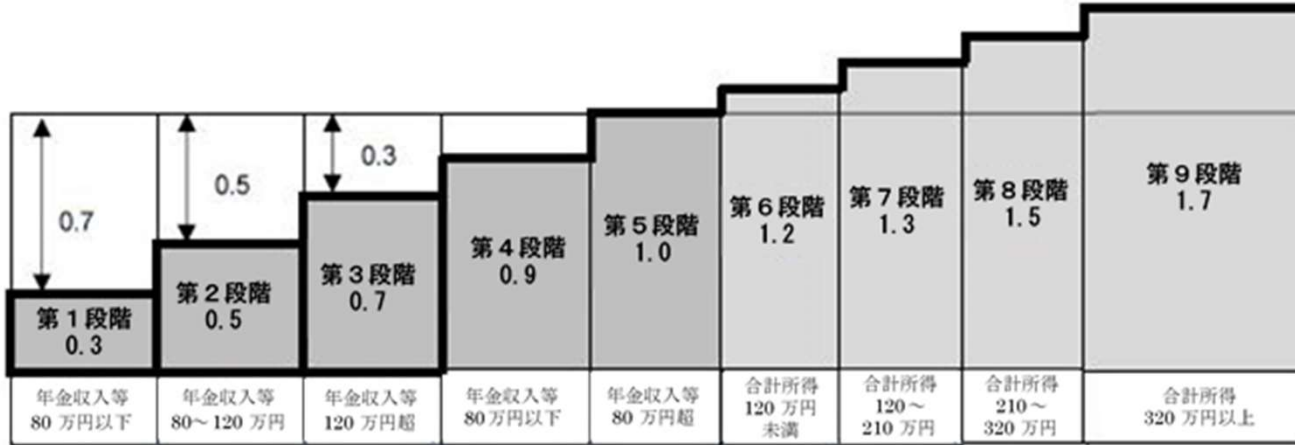
(第9段階が、所得に応じて5段階に分けられます)

② 低所得のかたの保険料軽減

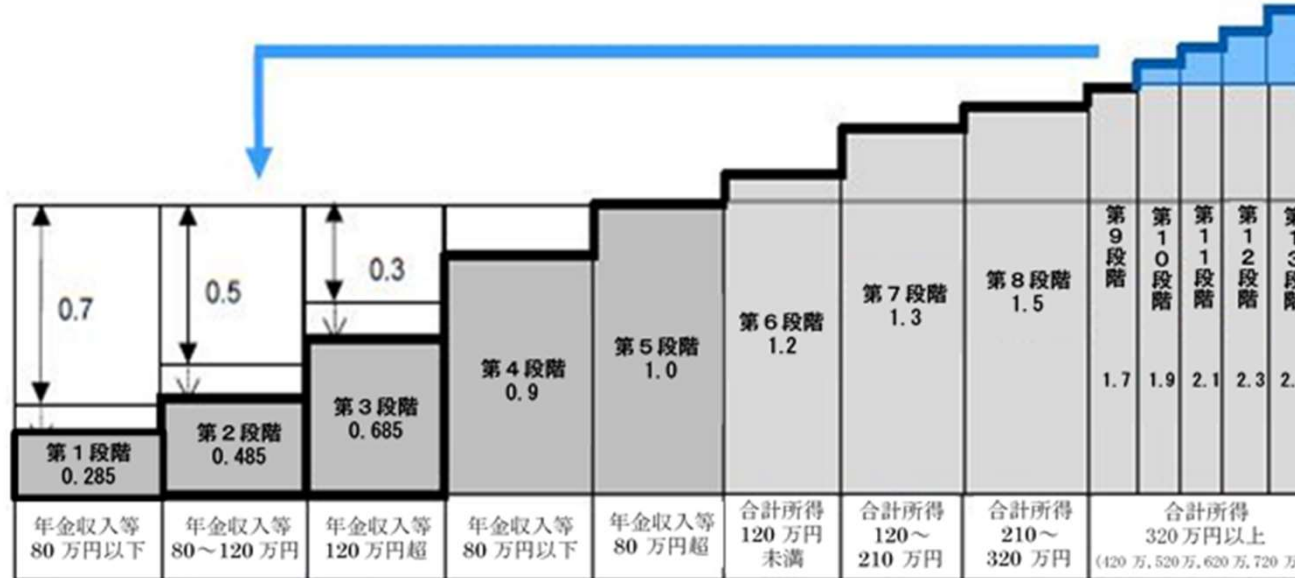
第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯のかたの保険料を、
①の保険料をもとに軽減。



令和5年度まで



令和6年度から



令和6年度以降の介護保険料額

段階区分	対象となる方		保険料 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けているかた ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた 		17,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階に該当しないかた	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下のかた	29,900円
第3段階		上記以外のかた	42,300円
第4段階	本人が市民税非課税のかた(世帯の中に市民税が課税されているかたがいる)	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた	55,600円
第5段階		上記以外のかた	(基準額) 61,800円
第6段階	本人が市民税課税のかた	本人の前年の合計所得金額が120万円未満のかた	74,100円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満のかた	80,300円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満のかた	92,700円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上、410万円未満のかた	105,000円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上、520万円未満のかた	117,400円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上、620万円未満のかた	129,700円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上、720万円未満のかた	142,100円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上のかた	148,300円